

申 請 書 の 概 要

昨年12月17日、三井化学(株)から提出された中華人民共和國産トルエンジイソシアナートに対する不当廉売関税の課税を求める申請書における同社の主張の概要は以下のとおりである。

(注)平成 24 年度の国内総生産高に占める申請者のシェアは約9割である。

1. 不当廉売された貨物の輸入の事実

次のとおり、対象国から正常価格を下回る価格で輸出されている。

- ・ 輸出価格(11,825 元／トン) < 正常価格(17,742 元／トン)
- ・ ダンピングマージン率((正常価格－輸出価格)／輸出価格)＝50.04%

よって、不当廉売された貨物の輸入の事実がある。

2. 本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

(1) 中華人民共和國産トルエンジイソシアナートの輸入量・占拠率

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	対 22 年度比
輸入量	0 トン	3,705 トン	14,040 トン	全増
国内需要量	74,072 トン	74,848 トン	72,858 トン	▲1.6%
輸入品の市場占拠率	0%	5%	19%	全増

(2) 本邦産業の状況を示す指標(平成 22 年度の数値を 100 とした場合の指数)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	対 22 年度比
国内販売量	100	85	70	▲30
市場占拠率	100	84	71	▲29
売上高	100	85	70	▲30
営業利益	100	31	▲15	▲115
経常利益	100	32	▲15	▲115

(注)主な指標を申請書より抜粋。

(3) 本邦産業は、不当廉売された貨物の輸入により、本邦産業の状況を示す指標の多くが悪化しており、本邦産業に損害が生じている。

よって、本邦産業に実質的な損害の事実がある。

3. 以上のことから、中華人民共和國産トルエンジイソシアナートに対して不当廉売関税の課税を求める。